

議 長
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 30 年 9 月 7 日 13 : 05 閉会 平成 30 年 9 月 7 日 13 : 37
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木安次、小峰由久、小林達信、吉田克則、高縁 光、青砥與藏、大縄武夫
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議会事務局長、書記
7 傍聴者	議員 3人
8 付議事件	第1 請願の審査 第2 閉会中の継続審査について その他
9 議事の経過	<p>副委員長（小峰由久）開会 委員長（鈴木安次）あいさつ 第1 請願の審査 請願第1号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願 請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願 請願第3号 学校給食費の無料化を求める請願</p> <p>委員長：請願3件について本来であれば各々審査するべきであるが、内容が同様であるため3件一括の審査としたいがどうか。 （異議なし） 委員長：請願第1号、請願第2号、請願第3号の3件を一括して請願審査することとする。請紹介議員の趣旨説明を求める。 紹介議員（高縁議員）：請願趣旨を説明する。（趣旨説明省略） 委員長：趣旨説明に対する質疑はあるか。 青砥委員：請願内容の文章で「義務教育はこれを無償にする」とあるがすべてということの意味するのか。 紹介議員（高縁議員）：その方向になっているという意味である。 委員長：青砥委員は納得したか。 青砥委員：違うような気がする。 小林委員：学校給食法では、材料費は保護者が負担することになっている。 委員長：他に質疑はあるか。 小林委員：請願文中、「夏休みなどの長期休み中、十分な食事がとれず見るからにやせ細って始業式を迎える子が見受けられる」とあるが、このような子どもは見たことがないが埴町にはいるのかどうか。</p>

紹介議員（高縁議員）：このような子どもの数は少ないと思うが、人数の把握はしていない。親がいない子どもなどである。

委員長：答えになっていないので、きちんと答弁願いたい。

紹介議員（高縁議員）：そういう方もいるということである。

小林委員：実際に、やせ細った子どもが学校に来たら大問題になる。私は見たこともない。親がいない子どもは児童養護施設に入ることになるので、このようなことはないと思う。

委員長：高縁議員はこの請願の紹介議員となるために十分な調査をして文言を書いているのか。

紹介議員（高縁議員）：私では答えることは出来ない。やせ細っている子どもは確認をしていない。

委員長：ほかにあるか。

大縄委員：国、県、議会に提出されているが、現在の3割になったときには子供が食べるのに給食費全額町負担はどうなのかということで3割になった。国では無償化に向けて現在、話し合いがされている。議会に提出するのはおかしいと思う。

紹介議員（高縁議員）：国の取組みを早めるために提出することが有効である。

小峰委員：国は無償化に進んでおり、趣旨としては賛成である。しかし、高縁議員が紹介議員として請願内容を精査してから請願書を提出したらどうかと思う。

吉田委員：2017年のアンケート結果について、公費で賄ってほしい意見で教材費が一番多いのになぜ給食費の請願なのか。

紹介議員（高縁議員）：自分の考えであるが教材費も大事であるが、生命に関わるので給食費が大事であるとして請願した。

委員長：前に3分の1の給食費賛成をし、今回無料化の請願であり一貫性が無いように思われるがどうか。

紹介議員（高縁議員）：給食費の無料化は前町長のころから主張をしてきた。現町長は無料化を公約している。今回は町予算でなく国や県の財源を要望している。一貫して無料化を主張してきた。埴町で250人の署名を集めた。

委員長：その署名はいつ頃実施したのか。

紹介議員（高縁議員）：新町長になってからである。

委員長：町に署名の提出はしたのか。

紹介議員（高縁議員）：町長に提出した。

委員長：他に質疑がなければ討論に入る。（傍聴者退場）＊傍聴できた

委員長：事務局長、紹介議員は退場の必要ないのか。

事務局長：総務常任委員であり利害関係がないので退場の必要はない。

委員長：討論はあるか。

青砥委員：内容が無理やりの文章となっているので問題がある。このことについては概ね賛同するが、文章が実態とあっていない。

小林委員：紹介議員として内容を熟知していないと思う。共産党議員が提出した請願が通ったから無料になりましたと共産党の手柄にする。公共下水道の分担金の時もそうであった。今回

の請願も共産党の手柄にされるので、不採択にしてもらいたい。

委員長：他に討論なければ採決を行う。まず採択に賛成者の挙手を求める。

（挙手 1 名）

委員長：不採択に賛成者の挙手を求める。

（挙手 4 名）

委員長：これら 3 件の請願は不採択と決定する。高縁議員は少数意見の留保をするか。少数意見の留保はないものとする。

委員長：以上で請願審査を終了する。

第 2 閉会中の継続審査について

委員長：所管事務調査について何かあるか。

小林委員：委員長一任でいい。

委員長：ふるさと納税の町の取り組み状況について調査を実施したいがどうか。

（異議なし）

委員長：これで会議を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務常任委員長